

# 被災された漁業関係者の皆様へ

## 漁具等の購入資金に対する支援

(制度名) 漁業近代化資金融資制度

■制度概要 漁業者の資本装備の高度化及び近代化を図るために、信漁連等の金融機関が漁業者に漁具購入資金等を  
**長期かつ低利の資金を融通**できるように県が**利子補給**を行う制度

■借受資格者 漁業を営む個人・法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業を営む個人・法人、水産加工業協同組合

■貸付対象 **漁船建造資金**及び**漁具購入資金**等の設備資金

■貸付利率 **2.10%** (随時改定) (令和7年11月19日時点)  
※国の補助により実質無利子となる場合があります

■その他 運転資金は農林漁業セーフティネット資金があります  
※日本政策金融公庫へお問い合わせください

(問合せ先) 東日本信用漁業協同組合連合会富山支店 TEL 076-441-3528  
富山県水産漁港課経営係 TEL 076-444-3291